



医療費が高額になった世帯に介護保険受給者がいる場合、国保と介護保険の限度額をそれぞれ適用後に、自己負担の年額を合算して限度額を超えたときには、申請によりその超えた分が支給されます。

国・保・あ・れ・こ・れ



入院したときの食事代

入院したときの食事代は、下記の標準負担額を自己負担します。
＜入院時の食事代の標準負担額（1食あたり）＞

一般（下記以外の人）	550円（一部330円）
住民税非課税世帯 低所得者II	過去1年間で 入院が90日以内 270円 入院が91日以上 220円
低所得者I	130円

※住民税非課税世帯、低所得者I・IIの人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」か「標準負担額減額認定証」が必要となります。国保担当窓口に交付申請してください。（マイナ保険証の場合は不要）また、91日以上入院の場合は、改めて申請が必要です。（マイナ保険証の場合も必要）
※65歳以上の人が療養病床に入院したときは、食費1食当たり550円（一部医療機関では510円）・居住費1日当たり430円を自己負担します。所得や疾病などにより、負担額が異なります。



国保が使えない時

- ◆病気とみなされないもの 健康診断、予防注射、美容整形など
- ◆ほかの保険が使えるとき 仕事上の病気やけがなど
- ◆保険給付が制限されるとき 故意の事故、けんかや泥酔による病気やけがなど



多剤服用（ポリファーマシー）に注意しましょう

何種類もの薬を同時に服用し、副作用や薬害有害事象など害をなすものを「ポリファーマシー」と呼ばれ、問題になっています。お薬手帳は1人1冊にまとめ、薬のことで不安や問題がある場合は、かかりつけ薬剤師に相談しましょう。



セルフメディケーションについて

セルフメディケーションとは、定期的に健診を受け軽度の体調不良には、自分自身で上手にOTC医薬品（市販薬）を使うなどして積極的に健康を管理することです。健康意識の高まりは医療費の節約につながります。



交通事故などにあったとき

交通事故など、第三者から傷病を受けた場合でも、国保で医療機関にかかることができます。その際には必ず国保窓口連絡し、「第三者行為による傷病届」を提出してください。加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると国保が使えなくなる場合があります。

示談の前に必ず国保にご相談ください。

- 第三者行為とは
- 他人の飼い犬にかまれたとき
 - 他人の落下物に当たったとき
 - 飲食店などで食中毒にあったとき
 - 傷害事件に巻き込まれたとき など



こんなときにも支給があります

子どもが生まれたとき（出産育児一時金）

出産したとき支給されます。妊娠12週（85日）以降であれば死産・流産でも支給されます。原則、国保から医療機関等に直接支払われます（直接支払制度）。
※直接支払制度を利用しない場合や、出産費用が出産育児一時金の支給額に満たない場合は、申請が必要となります。

死亡したとき（葬祭費）

被保険者が亡くなったとき、申請により葬祭を行った人に支給されます。

移送費がかかったとき（移送費）

医師の指示により、入院や転院などの移送に費用がかかったとき、申請して必要と認めた場合に支給されます。



ご存じですか？リフィル処方箋

症状が安定している人に対して、医師が決めた期間・回数内（3回を上限）で、繰り返し使用できるように発行する処方箋のことです。従来の処方箋に比べて、同じ薬をもらうための受診回数を減らすことができます。
また、「薬剤師のサポートが必要」と医師が判断した場合に、長期処方された処方箋を最大3回に分割して調剤を行うことを分割調剤といいます。
さらに、患者の症状が安定している場合には、医師により処方日数の長期（28日以上）の処方を行うことができます。（長期処方）

マイナンバーカードで、健康保険証を利用すると いろんな場面でいいことがたくさんあります！

医療機関や薬局では…

メリットその①

より適切な医療サービスが受けられる！

薬の重複や飲み合わせも防げます！



メリットその②

限度額を超えた医療費も手続きなしで支払い不要に！

一時的な負担や事前手続きがなくなって便利！



日常生活では…

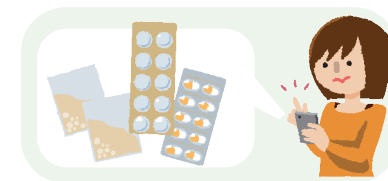
メリットその①

転職や引越しても健康保険証としてずっと使える！



メリットその②

マイナポータル上で薬の情報や特定健診情報など、いつでも確認できる！



メリットその③

医療費控除の確定申告手続きが簡単に！



マイナポータルとは

3ステップで使用できます！

マイナポータルとは、政府が運営するオンラインサービスです。行政手続きがワンストップできたり、行政機関からのお知らせを確認できたりします。

STEP1

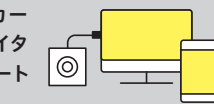
ご自身のマイナンバーカードと、登録した利用者証明用電子証明書パスワード（4桁）を用意。

STEP2

パソコン・ICカードリーダーライターもしくは、スマートフォンを用意。

STEP3

利用者登録を行う。
田中 太郎
登録



まだ、マイナ保険証をお持ちでなくても、 これまでどおりの医療を、あなたに。

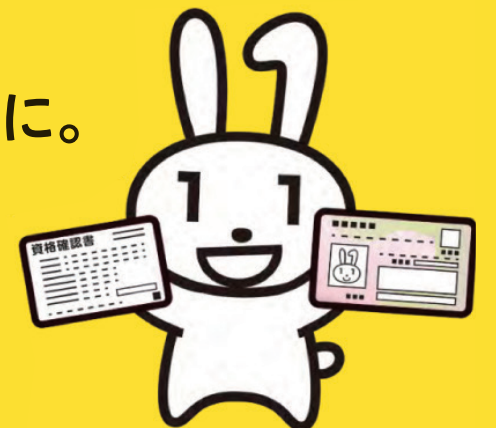
令和6年12月2日に、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。切り替えがまだお済みでない方も申請不要で届けられる資格確認書で保険診療を受けられます。ご安心ください。

マイナ保険証をお持ちでない方

申請不要で
資格確認書をお届けします。

マイナ保険証での受診が困難な方
（ご高齢の方・障害をお持ちの方など）

申請いただくことで
資格確認書をお届けします。



マイナ保険証を使った受診の仕方

1 受付

マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。

マイナンバーカード

2 本人確認

顔認証または
4桁の暗証番号を入力してください。

顔認証

顔を枠内に入れてください

暗証番号

暗証番号を入力してください

or

3 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

過去の手術以外の診療・お薬情報を
当機関に提供することに同意し
ますか。
この情報はあなたの診察や健康管
理のために使用します。

同意しない
同意する

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供す
ることに同意しますか。
この情報はあなたの診察や健康管
理のために使用します。

同意しない・40歳未満
同意する

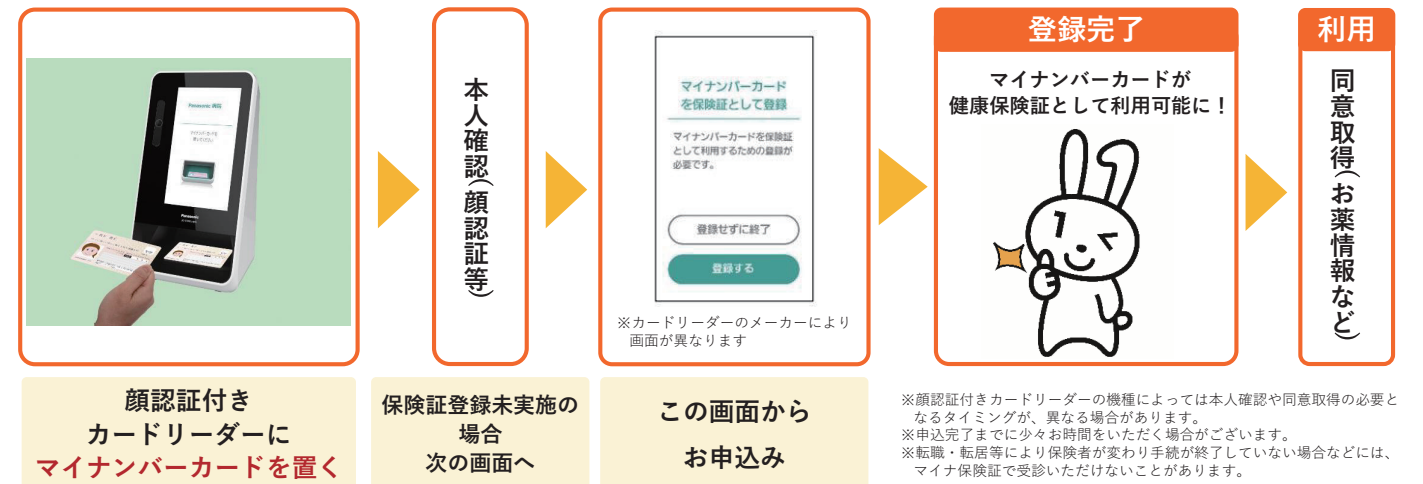
4 受付完了

お呼びするまでお待ちください。

カードを忘れずに！

医療機関・薬局の受付で利用登録する方法

マイナンバーカードを医療機関・薬局にお持ちいただくだけで、
健康保険証として利用するための申込み手続きや、実際に利用いただくことが可能です！



マイナポータルで利用登録する方法



セブン銀行ATMで利用登録する方法



マイナンバーカードを保険証として利用するための
登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1. マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- 郵便による申請
- まちなかの
証明写真機からの申請

STEP2. マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法

- 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- 「マイナポータル」から行う
- セブン銀行ATMから行う